

認定訪問療法士の認定有効期間に関する申請規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、日本訪問リハビリテーション協会（以下、本協会）の認定訪問療法士の認定更新申請に関し、認定訪問療法士要綱第 10 条第 2 項に関して必要な事項について定める。

(認定有効期間の延長および要件)

第 2 条 要綱第 9 条第 1 項の認定有効期間は、次に掲げる要件に該当する場合、最長 2 年以内の期間であれば認定有効期間を延長することができるものとする。

- 2 産前産後、育児または病気や怪我による休職期間の発生
- 3 本協会を休会したとき
- 4 その他、認定審査会が必要と認めた事由
- 5 災害や公衆衛生上の課題などが発生した場合にはこの限りではなく、特別措置を別途定める。

(申請手続き)

第 3 条 申請手続きは、次に掲げる書類等を事実の発生後速やかに事務局に提出するものとする。

- 2 認定有効期間に関する申請書（様式 6）
- 3 第 2 条に該当する事由を証する書類等
- 4 認定審査会長が必要と認めた場合、会員からの申請手続きを省略し、認定審査会からの第 5 条に定める通知をもって完了することができる

(認定有効期間の再申請および短縮および再延長について)

第 4 条 第 2 条に定められた期間内（最長 2 年）かつ新たに認定された期間内であれば、申請期間の再申請および短縮および再延長を申請することができるものとする。

- 2 休会（第 2 条 3 項）による再延長申請においては、更新申請期間が休会期間内となる場合に限り、すでに認められた延長期間を含め最大 3 年の延長を認める場合がある
- 3 申請手続きは、前条に準じるものとする

(申請の審査及び可否決定通知)

第 5 条 申請手続きを受理後、認定審査会の合議により審査会長が可否を決定し、申請者に通知するものとする（様式 6-1）。

(特則の改定)

第 6 条 本特則の改定に関する事項は、認定審査会の議または、審査会長の決するところによる。

(附則)

本特則は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

本特則は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

本特則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

本特則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。